

〔機械・公益共通〕

- (1)平成29年5月に自転車活用推進法が施行されたことから、補助事業の基本方針に「これまで取組んできた補助事業の成果・効果や自転車活用推進法の施行等による社会環境の変化を踏まえ、『チャレンジ』『チェンジ』をキーワードに、さまざまな社会的課題を解決するための取組みを積極的に支援します。」と明記する。
- (2)「重点事業」、「一般事業」の事業区分を無くす他、各メニューの並びを整理し、わかりやすくする。

〔機械関連〕

- (1)《自転車・モーターサイクル・障害者スポーツの支援に資する事業》
 - ・東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に、従来の自転車競技に関する機材等の性能向上への取り組みの他、競技運営力向上分野を追加する。
 - ・環境にやさしい社会づくりに資する事業に対する支援については、従来自転車を対象としていたが、強化するためモーターサイクル分野を追加する。
 - ・各自転車・モーターサイクルの支援に資する事業については、新たに国内企業を補助の対象者とする事とする。
 - ・障害者スポーツ分野を強化する。

平成30年度補助方針の見直しについて【案】

(2) ≪安全・安心、生活の質の向上及び防災・減災に関する事業≫

- ・自然災害等への対策支援を強化するため、防災・減災への取組みに資する事業について新たにメニュー化する。
- ・障害者分野を強化する。

(3) ≪公設工業試験研究所等における機械拡充、人材育成共同研究等≫

- ・公設工業試験研究所等の機械設備拡充事業については、従来重複要望不可だった2つのメニュー(設備拡充・研究開発)を統合し、要望者の利便性を高めることとする。
- ・公設工業試験研究所等が主体的に取り組む産学連携等の共同研究の支援を強化するため、補助率を1/2から2/3に引き上げる。
- ・公設工業試験研究所等を対象とした事業については、従来の8月から9月の要望時期を10月から11月に変更する。

(4) ≪研究補助≫

- ・個別研究及び若手研究については、複数年研究が混在していたことから、「複数年研究」として新たにメニュー化し、わかりやすくする。
- ・開発研究の支援を強化するため、上限金額を1,000万円から1,500万円に引き上げた。
- ・研究補助の申請期間については、従来よりも長く設定(約2.5倍)して要望しやすくする。
- ・研究補助の対象者のうち、補助実績が少なく事務手続に課題が多いことから、特定非営利活動法人(NPO法人)、技術研究組合の所属の研究者については対象外とする。